

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、上田市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して生活物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、甲は乙に対して調達可能な生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資
- (3) その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した物資発注書（様式第1号）をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の優先供給に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（生活物資の引渡等）

第7条 生活物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ、引き取るものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙は必要に応じて、甲に対し運搬の協力を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第8条 第6条及び第7条の規定により、乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が生活物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提供する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払い)

第9条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月28日

長野県上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋創一 (印)

群馬県高崎市高関町380
乙 株式会社カインズ
上記代表者 代表取締役社長 土屋裕雅 (印)